

## 【短信：EU/フランス】

## EU 指令の国内法化の遅れに苦慮するフランス

門 彬

## はじめに

フランスは、ドイツとともに欧州連合(Euro-pean Union 以下EUとする。<sup>(注1)</sup>)の統合を進める牽引車であることは誰しもが認めるところである。ところが、両国とも、2002年以来、自国の景気回復を優先し、各年度の国家財政の赤字を国内総生産(GDP)の3%以内に抑えることを義務付けたEUの「財政安定協定」に違反し続けている。3年連続して協定違反を犯した国に対しては、EUが罰金の制裁を科することになっている。

欧州委員会は、再三にわたり、両国に対して財政改善の勧告を出していたが、事態の改善は見られなかった。それどころか、両国は、2003年秋に開かれた加盟各国の蔵相で構成される財務理事会に圧力をかけ、この結果、理事会は制裁を猶予する決定を下した。欧州委員会は、これを不服としてEUの司法部門である欧州裁判所に両国を訴えていた。去る2004年7月13日、同裁判所は、「両国は、条約が定める規則から逸脱してはならない」という判決を下し、欧州委員会に軍配をあげた。<sup>(注2)</sup>

上の例に見るようなEUにおける政策の遂行もさることながら、それ以前に、こうした政策を支えるEUの各種法令に関して、加盟各国におけるこれらの施行及び国内法化の遅れが夙に問題となっていた。最近は、この国内法化をめぐって、特にフランスの際立った怠慢振りが名指しで批判の対象となっている。

本稿では、この問題に対するフランス政府の現状認識と問題解決に向けた取組みについて紹

介する。

## 1 EUの法令

EUは、欧州における平和の実現や経済の活性化等に向けて、その理念、制度、政策及び活動を法制面で支えるために、毎年おびただしい数の法令を出し、加盟各国に遵守を求めている。2004年末現在、EU憲法案の批准、制定に向けて各国内で激しい議論が交わされているところでもある。

EUの法体系は、欧州諸共同体(European Communities 以下ECsとする。)を構成する各共同体の設立条約及びEUの設立条約並びにそれらの改正条約から成る基本条約<sup>(注3)</sup>に基づいて、欧州理事会や欧州委員会などの諸機関が定める法令や欧州裁判所の判例、さらに信義や誠実の原則といった法の一般原則などで成り立っている。EUの法令の多くが、ECsの中核である欧州共同体(EC)に関連するものが殆どなので、フランス語の文献においても、EU法を単に共同体法(droit communautaire)と呼ぶことが多い。

EU、特にその中心的役割を担うECの法令は、各国の閣僚級代表からなる閣僚理事会、また同理事会から委任された欧州委員会が制定するが、さらに同委員会の諮問機関の役割を担う欧州議会も分野によっては閣僚理事会との共同決定手続により、共同体法令案を採択、決定することがある。共同体の法令は、次の4つに分類される。

## (1) 規則(règlements)

最も強い拘束力を持つ法令で、採択される

と、すべての加盟国、企業、個人に直接適用される。

(2) 指令 (directives)

命令とも訳される。すべての加盟国、企業、個人を拘束することでは規則と変わりはないが、加盟各国が個々の指令で定められた期間内に国内法化 (transposition) することが義務付けられている。

(3) 決定 (décisions)

特定の加盟国、企業、個人にのみ拘束力を持ち、適用される。

(4) 勧告・意見 (recommandations、avis)

閣僚理事会や欧州委員会などから出されるが、単なる見解の表明で、拘束力を持たない。

## 2 欧州指令とフランス政府の対応

以上に紹介した EU の法令のうち、本稿で問題となるのは、主に(2)の指令である。指令は、規則と同様、拘束力は確保されてはいるものの、基本的な枠組だけを定めたもので、これに沿って、どのように国内法を整備するかは各国に任されている<sup>(注5)</sup>。各国の立法措置に柔軟性を残しているだけに、指令は EU のレベルで採択しやすいという利点をもっている。

しかし、一方で、法整備が各国に任されていることから、指令の内容と自国の法律に齟齬をきたしている場合など、法改正を先送りする例が跡を絶たない。フランス政府によれば、年間40件から60件の指令が出されるが、これらの国内法化に与えられている猶予期間は、個々の指令に定められており、平均18か月である<sup>(注6)</sup>。

フランスの欧州問題担当省によれば、同国における EU 法令の国内法化の手續に関しては、1986年以来、内閣官房 (SGG)<sup>(注8)</sup> と省際委員会事務局 (SGCI)<sup>(注9)</sup> が担当している。指令等の共同体が定めた法令の内容に直接関係する省 (複数の省にまたがることが多い) は、省際委員会事務局から通知を受けたのち、関連国内法のリスト

を作成し、法的影響調査を行って同事務局に報告する。事務局は、該当の省と交渉し、国内法化に向けて日程を管理する。複数の省の間の同意が得られない場合には、内閣官房が仲裁に入るが、それでも法的解決が困難なときは、コンセイユ・デタに意見を求め、その裁定に委ねる。最終的に採択された措置は、欧州委員会に伝達される手順となっている<sup>(注10)</sup>。

しかし、以上は建前であって、後述するように、現状は、このような手續が十全に機能しているとは言いがたいようである。

## 3 フランスにおける国内法化の遅れ

2002年、EU 加盟各国は、それぞれの国で、2年以上国内法化が遅れている指令について、これらの適用の保障を目的として、法制化に努め、国内法化していない指令の割合を各国とも全体の1.5%以下に抑える合意を交わした。国内法化の達成率の向上は、EU 市場が円滑に機能していくためにも必須の措置であった。

2004年の年明け早々、欧州委員会は、指令の国内法化について各国の現況を公表した。2003年11月末現在で、フランスは、定められた期限内に国内法化していない指令の割合が3.5%に達することが判明した。未達成率が半年前の2003年7月1日付けで公表された3.8%に比べ、わずかながら改善されたかに見える。しかし、多くの国の目に見えた努力に比して、フランスの未達成率は未だ高く、ベルギーとともに14位、すなわち15か国中、最下位を記録するという不名誉な結果が出たのである。

フランスにとって、指令を速やかに国内法化しないことの代償は高くつく。まず、司法レベルで、法的不安定を招く。欧州裁判所においてフランスを被告とする訴訟が増大する。さらに、政治的には、特に2004年5月の拡大 EU を目前に控えて、欧州におけるフランスの威信の失墜、指導力の低下につながる。

事態を重く見たノエル・ルノワール欧州担当大臣（当時）は、2004年1月12日、「政府は、指令の国内法化を促進するための立法措置を近々発表する」というコミュニケを出した。さらに、同大臣は、各省大臣に立法化が遅れている指令の詳細一覧を送付し、併せてこれを外務省のサイトに掲載すると言明した。<sup>(注11)</sup>

#### 4 オルダナンスによる指令の国内法化法案

2004年1月21日の定例閣議において、ルノワール欧州担当大臣は、外務大臣の名において、「欧州共同体指令のオルダナンスによる国内法化及び共同体の法規定の施行の政府への授権に関する法案」<sup>(注12)</sup>を提出し、閣議了承を得て国会に提出した。欧州担当大臣によれば、同法案は、フランスの不名誉を払拭するために、国内法化されずに堆積している欧州指令のうち、一定の件数を憲法第38条に定められたオルダナンス<sup>(注13)</sup>により法制化し、堆積数を一挙に減らすというものである。フランスは、過去においても何度かオルダナンスによる欧州指令の国内法化を行っている。直近では、ジョスパン前社会党内閣下の2001年1月に、今回の法律とまったく同名の法律<sup>(注14)</sup>により、指令の国内法化の堆積の減少を図っている。

今回の法案の提案主旨は概略以下のとおりである。<sup>(注15)</sup>

2004年1月1日現在、国内法化が遅れている指令が101件にのぼる。欧州委員会によれば、この件数は、定められた期間内に国内法化すべき全件数の3.5%に達し、欧州理事会において、期限内の国内法化の未達成率を常に1.5%以内に抑えるという各国合意の2倍以上にあたる。今回の法案では、これらの指令のうち、国内法化が焦眉となっており、技術的側面が強く、比較的法制化が容易な指令20件を対象として、まずオルダナンスにより法制化する。加えて、法整備なしには立法適用ができない「規則」の施

行に関するものが2件、さらに、指令の国内法化は済ませたが、法制化に誤りがあると指摘された法令2件の改正を含む。法案は、これらを憲法第38条に定める政府の授権法律、すなわちオルダナンスによる立法化の許可を国会に求めるものである。

以上が法案提出主旨の概略であるが、同法案により国内法化を目指すのは、①経済・財政、②消費、③運輸、④環境、⑤職業免許・資格の各分野で、EU域内の各国市場で共通に制定することが不可欠の法令である。

法案は、2004年1月21日に上院に提出され、同院は直ちに審議入りした。法案は、2月12日、第一読会で若干の修正が施されたものの比較的簡単に可決された。次いで、3月5日、下院は、上院での可決案を無修正で可決した。大統領の審署を得て法案は、「欧州共同体指令のオルダナンスによる国内法化及び共同体の法規定の施行の政府への授権に関する2004年3月18日の法律第2004-237号」<sup>(注16)</sup>として成立し、公布された。ルノワール欧州問題担当大臣は、下院での採決を終えた際、「政府と議会との間の協調精神で迅速な可決を得たこの法律は、来る5月1日の拡大EUを目前にして、フランスが欧州各国との約束を遵守する決意を表明したものである」という談話を発表した。<sup>(注17)</sup>

しかし、EU指令の国内法化が、政府への授権によるオルダナンスで一旦は法制化が成ったとしても、個々のオルダナンスは、授権期間（平均4か月から8か月）を定めて制定される法規であるため、期間満了以前に政府がそれぞれのオルダナンスを追認する法律案を国会に提出しなければ、当該のオルダナンスは失効してしまう。オルダナンスによる法制化は、一時しのぎであり、問題の先送りという声もなくはないのである。<sup>(注18)</sup>

#### 5 フロッシュ報告書

2004年5月12日、下院の社会党議員ジャック・フロッシュ氏が、下院欧州連合委員会 (la délégation de l'Assemblée nationale pour l'Union européenne) の名において、フランスのEUへの関わりの現状について詳述した調査報告書<sup>(注19)</sup>を議会に提出した。EUにおけるフランスの存在感、影響力などを様々な側面から分析した報告書である。その内容をごく簡単に紹介すると以下のようなものである。

フランスは、ストラスブールの欧州議会において議員の会議出席率が極端に悪い。また、議会の中で、フランスの議員は責任あるポストに殆ど就いていない。EUの中で、フランス語が英語に比して後退していくのは当然のことである。さらに、フランスは、EUの法令を遵守しないことでは、「欧州の劣等生」(mauvais élève de l'Europe) というイメージを他国に与えている。国内法化の遅れが、共同体法の違反に直接結びつき、このためにフランスが欧州裁判所に訴えられる訴訟件数が記録的な数にのぼっている。

フロッシュ報告書は、フランスの信用と威信を傷つける現状を是正するために、まず、国内において、行政上、外務大臣付きである欧州問題担当大臣のポストを外務大臣から切り離し、独立した権限と役割を与えることを提唱している。さらに、フランスを代表する欧州議員は、ストラスブールの議会で、国力に相応しい重要な役割を演ずるべきであることを強調している。

## 6 欧州の劣等生

フランスの欧州政策、特に指令の国内法化は、フロッシュ報告書で、欧州の劣等生という辛らつな批判を浴びたが、以後、この呼称はマスメディアがこぞって使い始めたばかりでなく、政府自らも、これを自認せざるを得なくなっていた。政府は、オールドナンスのみならず、共同体の指令に由来する法案を次々国会に提出し、中

には可決成立するものも少なくなかったが、同じようなテンポで新たな指令がEUから出されてきて、法制化の手續が追いつかないというのが現状であった。

2004年7月13日、欧州委員会は、再び各加盟国における指令の国内法化の現況について、報告書を公表した<sup>(注20)</sup>。それによると、フランスは、定められた期限内に国内法化をしていない指令が67件あり、全体の4.2%にもものぼる。4月末現在で、フランスは、旧EU15か国中では文字通りの単独最下位であり、5月31日現在、新たに10か国を加えた拡大EU25か国中では17位という順位で、この不名誉な数字は、フランス政府にとって衝撃的なものであった。新たにEU加盟を果たした国のうち、リトアニアとポーランドは、加盟を見越して早くから法整備を行っていたのである。

4月の内閣改造で、新たに欧州問題担当大臣に就任したクロード・エニユレ女史は、7月15日、閣議後にコミュニケを公表し<sup>(注21)</sup>、「政府の決然たる努力にもかかわらず、フランスはこの分野で未だ遅れをとっている。最近の欧州委員会の手になる総括に従えば、我が国は、期限内に国内法化していない指令が67件、すなわち4.2%にのぼる。事態を改善し、欧州理事会が定めた98.5%以上の国内法化目標を達成するため、行政及び立法の両面から(政府職員を)総動員する必要がある」と述べた。67件の多くは、経済、産業、運輸、農業及び環境関係の分野であった。

エニユレ担当大臣は、上記の98.5%目標を向こう1年以内に達成するために、「これまで以上の断固たる決意に満ちた計画」を実行に移す必要があるとして、次のような具体的な提案を行った。

- (1) 政府内の各責任者は、指令及びその国内法化を常にフォローし、定期的に各大臣に報告する。国家改革の枠組で、関係省内における明確な目標、成果への指針を作成する。

- (2) 国内法化に関する省間ネットワークを作り、法規に責任ある各省高官の定期会合をもつ。
- (3) 立法面では、指令の国内法化に優先順位を与える。上下両院は、欧州問題担当大臣の提出する四半期毎の調査報告に基づき、行政と緊密な連携をとる。国内法化法案の審議のため、月一回の会合を両院の議事日程に載せる。

## 7 環境に関するヴァルストレム調査報告

エニユレ欧州問題担当大臣の上記コミュニケの発表後、政府及び議会はバカンスに入っていた。その間に、欧州委員会はまたもやフランスを名指しで批判する調査結果を公表した。欧州委員会の環境及び原子力安全担当委員マルゴット・ヴァルストレム女史（スウェーデン人）が、5年の任期を終えるにあたり、毎年行っていた環境問題だけに限った指令の国内法化の現状調査を、欧州委員会に詳細に報告したのである。

8月19日発表された欧州委員会のコミュニケによれば、ヴァルストレム委員は、2003年末現在で、環境分野において、15の加盟国の多くが、延べ約300件のケースで義務を怠っており、期限内に指令を国内法化していない、又は適切に国内法化していないと指摘した。中でも、フランスは、現行の160件にのぼる環境関係の指令のうち、38件の指令をまったく無視しているという怠慢ぶり<sup>(注22)</sup>で、旧加盟国中で最悪のスコアを記録したと批判した。

欧州委員会は、特にフランスが環境面に関して、国民に十全な情報公開をしていないことを真っ先に槍玉にあげている。さらに、フランスは、何年もの間、「水質保全、廃棄物処理、自然保護及び環境影響評価の分野で、EUの指令や方針を無視してきた。」欧州委員会は、近年、制裁の脅し、司法手続の開始など、あらゆる手段を駆使してフランスを叱責してきたという。

1998年には、フランスに対して、欧州裁判所

に36件にもものぼる訴訟が提起された。こうした前歴があるにもかかわらず、例えば、2003年には、フランスは、指令を曲解して国内法化しているかどで欧州裁判所に訴えられている。現在も、フランスは、化学物質や危険物質による大気汚染、水質汚染を防ぐ分野でEUの定める法的措置をとっておらず、さらに動物実験、ゴミ処理、廃油処理及び廃棄自動車の適正な処分等々の分野でも欧州指令に従っていないと指摘<sup>(注23)</sup>されている。

国の威信と信用に関わるこうした事態に対して、シラク大統領は、これまで何度となく内閣に改善のための措置をとるよう求めていた<sup>(注24)</sup>。大統領もさることながら、怒りが心頭に達したのは、2004年4月に入閣したセルジュ・ルペルティエ環境・持続可能発展大臣である。9月14日の記者会見で、大臣は、8月19日付けの上記の欧州委員会のコミュニケを引用しながら、「我々は、クラスの劣等生であることを受け入れていることにはもはや耐えられない<sup>(注25)</sup>」と述べ、行政官僚と関係大臣達が、事態をいたずらに長引かせていることを激しく批判した。同大臣は、省内にワーキング・グループを作り、6か月から18か月以内に遅れている環境関係の指令の国内法化をすべて終わらせる準備をすると言明した。

## 8 増え続ける EU 法

2004年6月13日付けのル・モンド紙は、フランスにおいて、欧州指令の国内法化が遅れている事態について詳細な報告を行っている。同紙によれば、フランスにおける立法の少なくとも半分以上がEUに由来するもので、この割合は今後も増え続けていくという<sup>(注26)</sup>。

すでに1988年に、ECのジャック・ドロール委員長（当時）は、2000年には、EC各国の経済立法の80%、恐らくは、税法や社会政策的なものできえも、共同体出自の法律となるであろうと予測していた。税法や社会政策的なものは、未

だそれぞれの国に依存する度合いが強いので、この面ではドロール氏の予測はずれたが、経済立法、特に国内市場に関する法律については、氏の予測どおりであった。

また、フランスのコンセイユ・デタのド・サン＝マルク副委員長は、下院の欧州連合委員会で、フランスの立法の半分以上がEUに由来するものであると証言している。同委員会のルキエ委員長もこれを否定せず、特に環境分野に関しては80%にのぼると言明している。一方、上院の同じ欧州連合委員会のエネル委員長は、EUは、毎年フランス政府よりも多くの法規を制定していると述べ、今後、フランスの立法の50%から70%が、EU法に由来するであろうと予測している。前欧州問題担当大臣のノエル・ルノワール女史も以上のような傾向を肯定している。

欧州の結束が深まり、加盟各国間の協調が進めば進むほど、すべての分野において、EUが標準となり、EU出自の法令の数が増えていくことは理の当然である。結束へのテンポが速いだけに、経済・産業、農業、環境など、市場関連分野の法令が、文化、教育、社会政策等の分野の法令よりも、速いテンポで変わっていく。先に紹介したように、2004年1月に、ルノワール前欧州問題担当大臣が、オールドナンスによる指令の国内法化を決めた時、フランスは101件の指令に手付かずであったが、そのうちの半数以上の54件が国内市場に関するものであった。

エネルギーと輸送分野に限っても、2000年1月1日から2004年3月31日までの間に、規則が29件、指令が38件、決定が31件、計98件の法令が制定されたが、共同体の法令集のページ数は、エネルギー分野は、886ページから1730ページ、輸送分野は、2896ページから6382ページへと、2倍以上に膨れ上がっているという。

こうした傾向に対して、欧州統合の熱心な支持者の中にさえ、EUが法令を多く作りすぎ、特

に、各種の指令が各国の立法の細部にまで立ち入りすぎると批判する者がいることも事実である。

## 9 国内法化の遅れの理由と対策

フランスが共同体指令の国内法化に遅れをとっている理由について、ル・モンド紙は、多岐にわたるとしながら、そのうちのいくつかを紹介している。

第一は、文化的認識の問題で、フランス人の多くは、自分たちの従うべき法律が、自国以外のEUの規則、指令及び決定などに依存してきているという考えに未だに馴染んでいないという。一例として、1976年に、EC指令は、男女の平等を謳い、女子の深夜労働を解禁することを提起していたが、フランスは四半世紀もの間この指令に耳を貸そうとしなかった。2000年にジョスパン前首相がこの指令に則って、国内法を改正しようとしたときは、議会内外で怒号が渦巻き、前首相は、与党社会党の内部から説得に当たらなければならなかった。似たような事例がいくつも挙げられる。

第二に、フランスでは、多くの分野で、政治的圧力団体が存在し、自分たちの利益を図って、議会や各省に対して積極的なロビー活動を展開する。これが適正な立法活動を妨げているという。極端な例を挙げれば、自然環境に関する1979年のEC指令は、鳥が巣作りを行う期間中、狩猟を全面的に禁止すると定めたが、この指令は、長い間、フランスのハンターたちの抵抗にあっており、こうしたハンターたちが狩猟の自由を確保するためだけに、政党を結成し、議会に議員を送り込むことまで行うのである。

第三に、「フランスの立法制度の気の遠くなるような複雑性」も国内法化の遅れの一因となっている。欧州問題担当省の官房によれば、国によっては、共同体指令を機械的に自国語に逐語訳し、簡単に国内法化しているところもあると

いう。しかし、フランスでは、国会に提出する法案や成立した法律を適用するためのデクレ（政令）について、入念な検討がコンセイユ・デタの諮問に付される。現状ではこの過程を無視することができない。

フランスは、コンセイユ・デタの意見を聞くことによって、法令の分かりやすさへの努力を行っているという声もあるが、他方で、欧州委員会が条文の「悪しき国内法化」と呼ぶようなフランスに都合のよい「脚色」をして法制化する例も出てくる。<sup>(注28)</sup>

第四に、経済・産業問題、特にこれと密接に関連する環境問題などでは、伝統的に省間の勢力争いの対象となっていることが、迅速な法制化の障害となっているという。内閣官房、省際事務局が調整を試みようとしても一向に事態が改善されない理由がここにあるという。

以上のような状況に鑑み、ルペルティエ環境・持続可能発展大臣は、EUの法令の適用や国内法化において、時間を節約するための具体的な手順として、例えばコンセイユ・デタへの公式の諮問の義務を、報告義務、協議義務などに改める道を探っていくという。

リベラシオン紙は、<sup>(注29)</sup>「欧州問題を所掌する歴代の大臣が、繰り返し事態の改善を約束したにもかかわらず、成果は殆ど上がらなかった。2004年が2003年よりもよくなるとは誰も予測していない」と報じる一方で、環境問題一つをとってみても、「EU法を遵守しないことは、公衆の健康を危険に陥れることになるのであるから、小事にこだわる単純な精神で、劣等生と名指しすることが問題なのではない」と述べ、問題は、フランスがこの分野でどのように制度を改善し、地に墜ちた威信を回復していくかにあることを強調している。

(注)

(1) 欧州連合や欧州諸共同体等の機関名は、フランス

語でそれぞれUE (Union européenne)、CE (Communautés européennes) と表記されるが、本稿では、読者の便を考慮して、これらは、EU、EC というように英語表記で記すこととする。

(2) 欧州裁判所の判決後、欧州委員会が、独仏両国に対して、それぞれ邦貨にして約1兆円にのぼると見られる制裁金を科すかが注目されていた。しかし、同委員会は、独仏両国が、2005年度は、同年度予算法により、国家財政の赤字をGDPの3%内に抑えると約束したことを受けて、2004年12月14日、制裁を凍結する決定を下した。(Figaro économie 2004.12.15)

(3) 欧州諸共同体 (ECs : European Communities [複数]) は、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)、欧州原子力共同体 (EURATOM) 及び欧州経済共同体 (EEC) から成る。このうち、ECSC は、設立条約が期限切れを迎えたため、2002年、50年の歴史を閉じた。また、EEC は1993年のマーストリヒト条約で欧州共同体 (EC : European Community [単数]) と改称され、EUの根幹を成している。

(4) 上記の注(3)のECSCを設立したパリ条約(1951年)、EURATOM及びEECを設立した二つのローマ条約(1957年)、そしてこれら三つの共同体が共通の理事会と委員会をもつこととなったブリュッセル条約(1967年)、さらにEU設立のためのマーストリヒト条約(1993年)、その主な改正条約であるアムステルダム条約(1999年)などの条約及びその改正条約すべてを含む。

(5) このため、指令は、国のレベルでの枠組法律と対比して、欧州の枠組法律 (loi-cadre européenne) と呼ばれることがある。国のレベルでの枠組法律とは、「一般原則のみを簡潔に定めて、その大幅な枠組みの中での必要な細則の制定及び変更は、ことに行政権に委ねる法律」である。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002。

(6) 外務省サイト : La Transposition des directives (指令の国内法化)

<<http://www.diplomatie.gouv.fr/actu/article>.

- asp?ART=35153> (last access 2004.11.4)
- (7) 欧州問題担当省は外務省に属し、担当大臣 (Ministre déléguée aux Affaires européennes, auprès du ministre des Affaires étrangères) は外務大臣付きである。
- (8) 内閣官房 (SGG : Secrétariat général du gouvernement)
- (9) 省際委員会事務局 (SGCI: Secrétariat général du comité interministériel)
- (10) 欧州問題担当省サイト : La transposition des directives européennes en droit français (欧州指令のフランス国内法化) <[http://www.europe.gouv.fr/les\\_europeens\\_8/france\\_union\\_18/europeennes\\_droit\\_71.html](http://www.europe.gouv.fr/les_europeens_8/france_union_18/europeennes_droit_71.html)> (last access 2004.11.4)
- (11) 外務省サイト : ① Communiqué du cabinet de la ministre déléguée aux Affaires européennes (le 21 janvier 2004) (欧州問題担当大臣官房コミュニケ、2004.1.12付け) <Transposition des directives: Mme Noelle Lenoir annoncera de nouvelles mesures la semaine prochaine> (指令の国内法化 : ノエル・ルノワール女史、来週新たな措置を発表) <<http://www.diplomatie.gouv.fr/actu/article.asp?ART=39900>> (last access 2004.9.22)
- ② Communiqué du Conseil des ministres (le 21 janvier 2004) (閣議コミュニケ、2004年1月21日付け) <Transposition des directives communautaires par voie d'ordonnances> (オールドナンスによる共同体指令の国内法化) <<http://www.diplomatie.gouv.fr/actu/article.asp?ART=39958>>
- (12) 上院サイト : Projet de loi portant habilitation du Gouvernement à transposer, par ordonnances, des directives communautaires et à mettre en oeuvre certaines dispositions du droit communautaire (N°164 Sénat) <<http://www.senat.fr/leg/pjl03-164.html>> (last access 2004.11.4)
- (13) オールドナンス (ordonnance) : 憲法第38条に基づく政府の授権法律 (loi d'habilitation)。すなわち通常は法律の領域に属する措置を、国会の許可を得て、政府が限定された期間行う委任立法である。オールドナンスは、政府が公示後、直ちに効力が生じるが、追認のための政府提出法案を当のオールドナンスで定める日以前に国会に提出しない場合には、失効する。
- (14) フランス政府法令サイト Legifrance より検索 : Loi no 2001-1 du 3 janvier 2001 portant habilitation du Gouvernement à transposer, par ordonnances, des directives communautaires et à mettre en oeuvre certaines dispositions du droit communautaire
- (15) 注12に同じ。同文の提案理由 (Exposé des motifs) が外務省サイトにも掲載されている。外務省サイト : <<http://www.diplomatie.gouv.fr/actu/article.asp?ART=39955>> (last access 2004.11.4)
- (16) フランス政府法令サイト Legifrance より検索 : Loi n°2004-237 du 18 mars 2004 portant habilitation du Gouvernement à transposer, par ordonnance, des directives communautaires et à mettre en oeuvre certaines dispositions du droit communautaire
- (17) 欧州問題担当省サイト : La transposition des directives européennes (欧州指令の国内法化) <[http://www.europe.gouv.fr/actualites\\_1/les\\_articles\\_2/transposition\\_directives\\_europeennes\\_76.html](http://www.europe.gouv.fr/actualites_1/les_articles_2/transposition_directives_europeennes_76.html)> (last access 2004.11.4)
- (18) 政府が、制定したオールドナンスを追認する法律案を国会に提出し、これが可決されれば当然法律としての効力は生じる。しかし、追認の法律案を提出しさえすれば、これを国会が放置し、可決も否決もしなければ、オールドナンスの法的効力はそのまま存続する。その意味でもオールドナンスは政府の時間稼ぎの手段となる。(憲法第38条参照)
- (19) Rapport d'information (No,1594) déposé par la délégation de l'Assemblée nationale pour l'Union européenne sur la présence et l'influence de la France dans les institutions européennes et

- présenté par M. Jacques FLOCH, député.  
 下院サイト：<<http://www.assemblee-nationale.fr/12/europe/rap-info/i1594.asp>> (last access 2004.11.5)
- (20) EU 委員会サイト：Tableau d’affichage du marché intérieur 2004 : situation en matière de transposition (2004年国内市場掲示板：国内法化に関する現況)  
 <<http://www.europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/04/176&format=HTML&aged=0&language=fr&guiLanguage=fr>> (last access 2004.11.10)
- (21) 欧州問題担当省サイト：Forte mobilisation pour la transposition des directives (指令の国内法化のための総動員)  
 <[http://www.europe.gouv.fr/actualites\\_1/les\\_articles\\_2/pour\\_transposition\\_217.html](http://www.europe.gouv.fr/actualites_1/les_articles_2/pour_transposition_217.html)> (last access 2004.11.5)
- (22) EU 委員会サイト：Mise en œuvre du droit communautaire de l’environnement: une étude souligne de graves insuffisances (環境についての共同体法の実施調査)  
 <<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/04/1038&format=HTML&aged=1&language=FR&guiLanguage=en>> (last access 2004.11.4)  
 ヴァルストレム委員の報告によれば、38件の怠慢振りを記録したフランスに続く国は、イタリア (33件)、アイルランド (29件) ギリシア (26件)、スペイン (25件) などである。デンマーク (5件) スウェーデン (8件) などの北欧諸国は、この分野では優等生であった。
- (23) “Environnement: la France dernière de la classe européenne” (環境：フランスは、欧州の最劣等生) ほか。 *Figaro* 2004.8.21.
- (24) シラク大統領は、2002年の大統領選挙において、第

五共和国憲法前文に、国民の環境保護に対する権利と義務を書き込み、併せて「環境憲章」を制定する公約をしていた。このための憲法改正法案が、去る2004年6月に上下両院で可決されている。この憲法改正法案を最終的に成立させるためには、上下両院合同会議であらためて承認を得る必要があるが、この手続が遅れている理由の一つが、環境関連のEU指令の国内法化が大幅に遅れていることにあると思われる。

2004年12月になって、ラファラン首相は、両院合同会議を2005年度の上半期中、すなわち今国会の会期である2005年6月末までに召集し(日時未定)、憲法改正の承認を得る予定であることを明らかにした。

“La Charte de l’environnement ratifiée au premier semestre 2005” (環境憲章、2005年上半期に[上下両院合同会議で]承認) *Les Echos* 2004.12.10.

なお、この憲法改正の詳細については、門彬『『環境憲章』制定のための憲法改正法案』『外国の立法』222号、2004年11月を参照されたい。

- (25) “Serge Lepeltier retarde le bonus-malus...et fustige le retard français” (エコ・カー優遇制度導入を遅らせるルペルティエ大臣、フランスの(国内法化の)遅れには厳しい批判) *Libération* 2004.9.15.
- (26) “Plus de la moitié de la législation française est d’origine européenne et cette proportion ne cesse...” (フランスの立法の半分以上はEU出自のもので、この割合は増え続ける・・・) *Le monde* 2004.6.13.
- (27) 同上。
- (28) “Bruxelles critique les carences de la France en matière d’environnement” (ブリュッセル、環境に関するフランスの怠慢を批判) *Le monde* 2004.8.22.
- (29) “La France, cancre de l’environnement” (フランス、環境の劣等生) *Libération* 2004.8.20.

(かど あきら・海外立法情報調査室)